

第2回 総社市高梁川新架橋整備方針審議会



市の財政状況に議論が集中

「高梁川新架橋の整備方針を議論するうえで、新架橋を整備した場合、市の財政はどうか」。

審議会のこの日の議論は、市の財政状況に集中しました。事前に各委員から提出のあった質問も、市の財政状況や合併特例債、維持管理費など費用に関するものでした。各委員は、新架橋の整備に伴う経費についての情報やデータを求めていました。

「基金（市の貯金）も底をつくのでは」。「先の世代に負担を残すことはどうか」。こうした意見に対し、財政状況について市は次のように説明しました。「市の財政状態は広報紙でお知らせしているように、今は冬の時代。税収の面では、人口の微増や企業誘致といった明るい材料もある。新架橋の整備に必要な借入

金の返済が本格化するの、新架橋が完成する平成26年度以降のこと。しかし、厳しい状況がつづくことに変わらず、市全体を見て計画的に執行する必要がある」。

審議に入る前に市は、総社大橋の渋滞状況とその原因や、新架橋を想定した総社大橋周辺の交通量の推計、新架橋による経済的な効果などについて説明。「渋滞対策や産業的にも必要では」。「架けるのに反対という人はいない」。委員からは、こうした声が聞かれました。

また、中止による影響として、今までの事業に対し、交付税や合併特例債の返還額が最大で約8億円の見込みだと説明に対し、「凍結や延期による新しい道は開けないのか」。「やめた場合

は、他の補助金にも影響するのでは」。などの意見が出ました。

「白紙に戻すと言うが……。もう一度最初から考え直し、市民が望んでいるなら造る、造らないというのなら造らないということか」。すでに事業がスタートしている新架橋に対し、白紙に戻すという意味の確認もありました。市側のトップとして出席していた竹田副市長は、「これまで出ている情報が限られており、新架橋のメリット、デメリットが、市民に十分に浸透していない。審議会にはさまざまなデータを示すので、各委員には市民の代表としての意見をお願いしたい」と答えました。

多くの議論をした財政状況の意見集約は、この会ではできず、次回に持ち越されました。



第2回 高梁川新架橋整備方針審議会

開催日 5月27日
場所 総社市保健センター
出席者 委員17人と市の幹部ら19人

問い合わせ 土木課土木係 (☎8291)

伊与部山から新架橋の橋台と4車線道路を望む



75歳以上の人間ドックを助成

申込先・問い合わせ 健康づくり課 健康増進係 (☎8259)

昨年度までの制度を継続

市では、後期高齢者医療制度の加入者が、平成21年3月31日まで受ける人間ドックの受診費用の一部を助成します。これは、昨年度まで75歳以上の人も対象に実施していた制度を継続するもので、今年度は、昭和9年3月31日以前に生まれた人が対象です。

なお、今年4月1日以降に受診した人も対象となりますので、健康づくり課まで連絡ください。

給付額 受診費用から5000円を差し引いた金額で1万5000円まで。年度内に1回限り

対象となる人間ドック 診察、血中脂質検査、肝機能検査、血糖

検査、尿検査、貧血検査、腹部超音波検査、胸部レントゲン検査、心電図検査

申請に必要なもの 保険者証、検査結果のコピー、検診（医療機関発行の領収書、印かん、申請者の口座番号）

申請期限 平成21年4月30日（木）

国民健康保険税

公的年金から天引き 今年10月から

平成20年10月に支給される公的年金から、国民健康保険税が天引き（特別徴収）となります。

天引きの対象となる人 原則として、次の①から③までの全ての条件に当てはまる世帯の世帯主

①世帯主自身が、国民健康保険の被保険者となっている（加入している）こと

②世帯内の国民健康保険の被保険者全員（世帯主を含む）が65歳以上75歳未満であること

③世帯主の公的年金の年間受給額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせた金額が、その年金額の2分の1を超えないとき。ただし、受給中の公的年金が複数ある場合、優先順の上位と

なる公的年金の年間受給額が18万円以上であること

天引きかどうかは、6月に送付した平成20年度の国民健康保険納税通知書で確認することができます。特別徴収の枠に、税額が印字される場合です。

問い合わせ 健康づくり課 保険年金係 (☎8257)

医療機関の窓口での自己負担割合が変更となる人のみ 新しい被保険者証を7月下旬送付

後期高齢者医療の加入者が負担する診療代の自己負担割合（1割、または3割）については、毎年7月に判定し、8月以降の負担割合を決定します。今年度は、平成19年中の所得で判定を行い、見直しを実施します。

この判定で自己負担割合が変更となる人については、7月下旬に新しい被保険者証を送付します。送付された場合、現在、手元にある被保険者証は7月31日が有効期限ですので、8月1日以降は使用できません。市役所へ返還してください。

また、変更がない人については、被保険者証の送付はしません。現在、手元にある被保険者証を引き続き平成21年7月31日まで使用してください。

問い合わせ 岡山県後期高齢者医療広域連合 (☎086-245-0090)